

令和4年度 事業計画

公益財団法人 日本博物館協会

1. 博物館の普及啓発に関する事業

1) 月刊誌「博物館研究」の刊行

博物館の総合研究情報誌として、内外の動向を反映しつつ博物館の取り組むべき課題について、毎月特集テーマを設定して内容の充実を図るとともに、博物館関連の最新情報、地方の動向とともに、ICOM（国際博物館会議）を中心とする博物館の国際動向や海外ニュース等各種情報の提供に努める。また、発行部数の拡大に努め、今後の編集方針等についての検討を継続する。

2) 全国博物館大会の開催

第70回全国博物館大会を、こうちミュージアムネットワーク、高知県、高知県教育委員会、高知市、高知市教育委員会の協力のもとに、文化庁の後援を得て、11月16日（水）～18日（金）の3日間、高知県立県民文化ホール（高知市）他において開催する。本大会では、3日間にわたり博物館に関する諸問題について研究協議を行い、「地域から発信する博物館の未来」（仮テーマ）をメインテーマに、基調講演、全国博物館フォーラム、シンポジウム、分科会、施設見学等を行う。

3) 全国博物館長会議の開催

博物館運営の中核である館長を対象に、全国博物館長会議を、文化庁との共催のもとに、7月6日（水）に文部科学省大講堂で開催する。文化庁の博物館担当官等による令和4年度事業の行政説明及び当協会の令和4年度事業計画等の説明を行うとともに、博物館運営及び館長のリーダーシップなどについてシンポジウム等を行う。また、第2回日本博物館協会賞受賞館のプレゼンテーションも行う。

2. 博物館に対する支援に関する事業

1) 博物館利用支援機器の支給

子育て世代、高齢者、障がい者等の博物館の利用の促進を図り、これらの人々の文化的、知的要求に応えるとともに、生き甲斐と豊かな生活を支援するため、一般財団法人日本宝くじ協会の助成を得て、今年度は車いす、ベビーカー、それらに加えて歩行ポジションと着座ポジションに変換が可能な新機器「歩行車」の支給を行う。

支給予定台数	車いす	98台
	ベビーカー 帆なし	91台
	歩行車	20台

（一般財団法人日本宝くじ協会へ申請中）

2) 博物館絆プロジェクトの実施

東日本大震災以降も多発する自然災害による博物館や文化財被害に対する支援と、博物館の防災体制充実に向け、今年度も「博物館絆プロジェクト」を継続する。

平成 26 年度から文化庁補助事業として実施してきた「大津波プロジェクト」は、本年に開館予定の陸前高田市立博物館を核とする被災地域の再生支援に事業の柱を移し、昨年からの事業継続を図る（文化庁の令和 4 年度文化芸術振興費補助金を申請予定）。また、令和元年の台風 19 号の被災に係る川崎市市民ミュージアムおよび長野市立博物館での文化財レスキュー事業への支援を必要に応じて継続する。

国立文化財機構を中心とする「文化財防災ネットワーク」の構成団体として、博物館の防災体制の整備を進めるとともに、同機構の「文化財防災センター」および、ICOM の「博物館防災国際委員会」等との連携により、全国の博物館の防災体制の整備に努める。

現在実施中の支援活動とともに、今後発生が危惧される大規模災害への対応を含め、引き続き募金・寄付の募集、救援事業への参加者募集を継続する。

3. 博物館に関する調査研究及び情報の収集・提供に関する事業

1) 博物館制度の在り方に関する調査研究

博物館法改正を含めた今後の博物館制度と運営の在り方について、昨年 12 月の文化審議会答申を踏まえた博物館法改正の動きとともに、法改正による状況の変化や継続審議が予定されている学芸員制度等に係る文化審議会博物館部会での議論内容等について、正しい情報を広く会員、博物館関係者に周知するとともに、必要に応じて広く議論する場を用意し、今後の博物館制度の在り方について、全国の博物館関係者の意見を出来るだけ反映できるよう努める。

2) 今後の博物館登録制度の在り方等に関する調査研究

博物館法の改正が実現した際、その後の主要な検討課題となる博物館登録制度について、法改正後の新たな登録審査制度の運用について、文化庁等との協議の下に、登録審査基準の検討や登録審査に係る専門人材の確保等、必要な基盤整備に日博協として積極的に参画し、博物館制度の充実に努める。また、各施設の充実に向けた支援を担う第三者機関の位置付けや機能について、今後の日博協の在り方も含め、独自の委員会の設置等も視野に入れた調査研究を行う。

3) 博物館総合調査

博物館制度の検討に重要な基礎データであり、各博物館の運営改善にも重要な役割を持つ博物館総合調査について、次回の調査を令和 6

年度に実施することを目途として、コロナ禍が博物館運営に及ぼした影響も含め、調査項目の検討等の準備作業を進める。

4) 博物館に関する情報の提供

- ① 全国博物館園職員録等を刊行し、博物館活動に必要な情報を提供する。
- ② 全国の博物館の所在地、交通案内、収蔵品、常設展示等について記載した全国博物館総覧の編集を行い、博物館活動の連携を推進するための情報を提供する。
- ③ 博物館関係法令集の改訂に向けて情報収集、整理を進める。

4. 博物館関係者の資質の向上に関する事業

1) 研究協議会の開催

博物館の学芸員をはじめ職員の資質の向上を図るため、博物館制度の在り方をはじめ、博物館が直面する諸課題を研究協議し議論を深めるために、年度中に2～3テーマを設定し開催する。なお、開催については、新型コロナウイルス感染状況等も勘案し、オンライン等も含めて柔軟に対応する。

2) 顕彰の実施

博物館に永年勤続し功労のあった博物館職員等に博物館功労賞を授与するとともに、前年度「博物館研究」に掲載された優れた論文について棚橋賞を、また、優れた実践報告等に対する論文に博物館活動奨励賞を授与し、その功績を顕彰する。

また、令和2年に新たに創設した「日本博物館協会賞」の第3回目の受賞館を表彰するとともに、毎年秋にドブロクニク（クロアチア）で開催される **the Best in Heritage** に日本の代表館として推薦し派遣する。

第4回「日本博物館協会賞」選考委員会は令和5年2月に実施する。

3) 美術品梱包輸送技能取得士資格認定事業の実施

平成24年度から試行実施した美術品梱包輸送技能士資格認定事業（平成25年度から美術品梱包輸送技能取得士資格認定事業と改称）については、平成25年度に1級（上級）資格の試行試験を終了したことに伴い、平成26年度から、3級（初級）、2級（中級）、1級（上級）について、本格実施し、3級合格者は既に400名を超えた。

認定試験実施時期は、1級8月初旬、2級および3級は令和5年2月を予定している。

大手業者と中小業者で合格率、合格者数の格差が生じているため、中小業者の梱包技術向上を目的として、実技ビデオのホームページ上での公開を継続する。

資格認定制度の普及を図るため、各博物館及び関係機関に、美術品の梱包輸送に当たっては、本認定資格者を有する美術品取扱い業者を優先して採用するよう引き続き働きかけていく。

5. 博物館の国際交流に関する事業

1) 国際発信・国際交流体制強化の継続

令和2年度から3年度にかけては新型コロナウイルス感染症の地球規模での蔓延により、予定されていたほとんどの国際会議がオンラインでの開催となった。本年度もオンラインで実施される会議も想定されるが、ICOM（国際博物館会議）京都大会2019の成果を今後の日本の博物館振興につなげるべく国際発信・国際交流を促進する取組を引き続き強化する。

- ・増加した国内会員の会員数維持とさらなる拡大に向けた情報提供を目的として、ICOM日本委員会のホームページを活用し、ICOM関連情報の迅速な提供とともに、英語による日本の博物館に関する情報、国内外博物館のICOM会員への優遇施設情報等を発信する。
- ・本年8月にチェコ共和国プラハで開催予定のICOM大会（ハイブリッド形式での開催）の情報を広く周知し、日本からの積極的参加を促すとともに、文化庁補助金等の活用によるICOM国際委員会ボードメンバー等関係者の国際会議等への出席・発表等を支援し、日本の博物館の国際発信とともに、国際組織で活躍できる人材の育成を促進する。
- ・プラハ大会では、保存国際委員会(ICOM-CC)および博物館災害国際委員会(DRMC)等との連携によるオフサイトミーティングに日本委員会も参画し、日本の博物館防災等に関する情報発信を行う。
- ・ICOM京都大会で採択延期となった博物館定義やICOM倫理規定の見直し等、重要なテーマに関しては、国内での議論を深めるためのシンポジウム等を必要に応じて開催する。

2) 「国際博物館の日」事業の実施

ICOMが世界規模で行う「国際博物館の日」事業として、博物館が社会に果たす役割について広く市民にアピールすることを目的として、令和4年（2022年）の国際博物館の日のテーマ““The Power of Museums”（博物館の力-仮訳）に沿って、5月18日の「国際博物館の日」を中心に、全国の各博物館において、入館料の減免、記念品の作成・配付、特別展や講演会の開催等の記念行事を展開する。本事業の広報のためにPR用ポスターを作成し、国内の各博物館及び関係機関に広く配布し、博物館の存在と活動の広がりアピールする。

また、ICOM日本委員会等との共催で、記念シンポジウムを開催する。

6. その他この法人の目的を達成するために必要な事業
 - 1) 各地区単位の博物館の会議に共催者として職員の派遣及び情報提供等の支援を行う。
 - 2) 当協会のホームページを刷新し、会員各館園を有機的に結び付けかつ機能的で使いやすいものとする。
 - 3) 希望会員館園を構成員として、施設賠償責任保険（賠償責任保険制度）及びレジャー・サービス施設費用保険（見舞金制度）の団体加入の周知と加入促進に努め、入館者に対する安心・安全の確保を図る。
7. 新型コロナウイルス感染拡大の博物館への影響に関する対応
 - 1) 令和3年度に引き続き、博物館の感染予防対策実施に関する文化庁の補助事業が実施される場合は、協会として積極的に協力し、博物館の支援に努める。また、昨年度作成した「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」について、現場の状況にも考慮しつつ、運営の参考になるよう文化庁との協議の下に改訂を行う。
 - 2) 新型コロナウイルス感染拡大が博物館運営にもたらしている影響について、全国の会員館を中心にアンケート調査を実施し、データを整理分析した結果を共有するとともに、国の博物館・文化施設等に対する支援政策に資するよう情報提供を行う。
 - 3) 日常的な感染予防対策をはじめ、今後の博物館運営の在り方について、基本的な経営上の課題や展望、新たな情報発信の在り方等について、様々な機会を活用して博物館関係者に発信・共有を図り、博物館活動の持続的継続に向けた検討を行う。